

代金取立規定

令和 4年11月 4日

1. (この規定の取引に係る契約の成立)

当金庫は、お客様からこの規定の取引に係る手形等証券類の提示を受け、当金庫がこれを承諾し、預り証を交付した時、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

2. (取扱証券類)

手形、小切手、配当金領収書、その他の証券のうち、預金口座へ直ちに支払可能資金として受入れができないもの(以下「手形類」という。)は、代金取立として取扱います。

3. (要件の補充等)

- (1) 手形要件、小切手要件の白地はあらかじめ補充して下さい。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
- (2) 手形類のうち裏書等の必要があるものはその手続きを済ませて下さい。
- (3) 手形、小切手の取立にあたっては、複記のいかんにかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。

4. (手数料等)

- (1) 代金取立の受託にあたっては、店頭掲示の代金取立手数料をいただきます。なお、手形類の組戻し、不渡返却があった場合または店頭呈示を要した場合には、その手数料を別途いただきます。
- (2) 取立に関して特に要した郵送代等の費用は当金庫の手数料のほかに実費をいただきます。

5. (発送)

- (1) 電子交換不参加金融機関の手形類は、当金庫が適当と認める時期、方法により発送します。
- (2) 当金庫の見込みによって期日経過後でも相当期間猶予して取り立てることがあります。

6. (引受のない手形類の取扱い)

- (1) 引受のない為替手形については、支払人に取立受託の旨の通知を発信するにとどめ、引受および支払いのための呈示をする義務を負いません。
- (2) 手形交換による呈示ができない手形類についても同様とします。

7. (取立代金の入金)

- (1) 手形類のうち支払期日に手形交換等によって取立できるものは、手形期日等の呈示日に合わせた所定日に（先日付以外の小切手の場合は取立依頼日に）その金額を委託者の指定された預金勘定へ入金します。この場合、預金元帳に資金化日を表示し、当該金額は支払期日の翌営業日の金融機関相互間における不渡通知時限経過後（資金化日）に当金庫でその決済を確認したうえでなければ支払資金といたしません。
- (2) 電子交換による取立以外の手形類は相手金融機関からの入金報告によりその決済を確認のうえ預金勘定へ入金し支払資金とします。

8. (手形類の不渡り)

- (1) 手形類が不渡りとなったときは、直ちに電話連絡、もしくはその通知を届出の住所宛てに発信するとともに、その金額を預金勘定から引落します。
- (2) 不渡となった手形類は取扱店で返却いたしますので、当金庫所定の受取書に署名のうえ預金取引の届出印を押印してください。

9. (手形類の組戻し)

- (1) 手形類の組戻しを依頼する場合には、支払期日の前日までに当金庫所定の組戻依頼書に預金取引の届出印を押印し提出してください。預金勘定へ入金された手形類の金額は、受託店が手形類の組戻しを承諾したあと、入金を取消します。
- (2) 組戻しをした手形類は取扱店で返却いたしますので、当金庫所定の受取書に署名のうえ預金取引の届出印を押印してください。

10. (手形類の喪失、通信の遅延等)

手形類の保管中に事変、災害、輸送途中の事故等やむをえない事由によって、紛失、滅失、損傷または延着したために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

やむをえない事由による通信機器、回線の障害等によって通信が遅延したために生じた損害についても同様とします。

11. (預り証の発行)

- (1) 手形類のうち、所定の取立期日まで期間を有するものは、預り証を交付します。
- (2) 代金取立後は、当該手形類の預り証は無効とします。

12. (譲渡、質入れの禁止)

代金取立の委託にもとづく依頼人の権利は、譲渡、質入れすることはできません。

13. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める制定日または改定日から適用するものとします。

以上